

フォークロアの国際的保護の歴史的変遷に関する研究

—WIPO とユネスコのアプローチを中心に—

A Historical Overview of International Instruments concerning Folklore
: the approaches of WIPO and UNESCO

村上 浩介

MURAKAMI Kohsuke

1. はじめに

(1) 研究の目的と背景

フォークロアとは、日本では「民間伝承」や「民俗文化財」等と呼ばれ、ある社会の構成員が共有する文化的資産であり、その具体的表現として、民族特有の絵画、彫刻、モザイク、歌、音楽、踊り等とされている¹。フォークロアとは各々の国や地域の人々の間で創出・継承されてきた伝統や文化の結晶として理解されているが、フォークロアの国際的に確立した定義は現在なお存在しない。

近年グローバル化が進む中で、各国・地域の伝統や文化の接触が増え、特定の地域でのみ価値を有していたフォークロアが、地域の垣根を越えて、様々な重要性を伴うようになったため、その保護は単に各国・地域内での活動や枠組みに限らず、国際レベルでの指針や取り組みが必要視されるようになった。

国・地域間、異文化間の理解の欠如から生じた世界大戦への反省から、戦後、文化財の保護や各国の文化の尊重は国際的な関心事となった。20世紀半ば以降、フォークロアに関する国際的な活動を行ってきた主たる機関はユネスコと世界知的所有権機関（以下、WIPO とする）である。ユネスコは、様々な国や地域の文化や伝統の記録作業から始め、フォークロアの保護、そして現在ではより広義の文化を対象に、無形文化遺産の保護活動を行っている。一方 WIPO では、フォークロアを各国の伝統、文化の結晶として知的財産の面での保護に関する議論が行われてきた。WIPO とユネスコが保護対象として考えているものの根底にはフォークロアという共通したものがあるが、それぞれ組織の専門性の影響から、ユネスコにおける文化財としてのフォークロアの保護の議論は主に文化遺産の分野で、WIPO における知的財産としてのフォークロアの保護の議論は主に法律に関する分野で、それぞれ別の分野・領域で研究が進められている。

本研究では、研究と実践の点で二つの分野に分か

れているフォークロアの保護に関して、横断的な分析を行う。フォークロアの「無形文化遺産」としての保護と「知的財産」に関連した保護の取り組みと各々の議論の変遷と現状を整理・分析する。その上で、二つのアプローチの関係性や現在までの成果・課題を明らかにする事を目的とする。

(2) 研究方法

本論文は制度や議論の変遷に関する研究のため、文献調査を中心に行う。既往研究として、フォークロアと知的財産に関する研究と、文化遺産に関する研究を参考にする。また、WIPO・ユネスコの活動の目的・内容を明らかにするべく、条約や勧告、会議記録などの資料分析を行う。

2. フォークロアに関する 20 世紀後半の国際動向

(1) フォークロアに関する 2 つの出発点

(i) 文化の「無形的な面」の記録の開始

ユネスコは 1950 年に、「アフリカ・アメリカ大陸の土着先住民文化調査」を、1995 年からは南アジア・東南アジアで同様の研究を行った。これらの調査研究の目的は、外来文化による歪曲、消滅以前にこれらの土着先住民文化を記録するためであった²。当時は、現在で言うところの「無形文化遺産」という言葉は存在せず、ユネスコの無形の文化的概念を具体的に表現する言葉として定着したのが「フォークロア」であった³。上記のユネスコの活動の特徴は、事業の対象としてヨーロッパ社会から見た異文化を扱った事、近代化に翻弄される地域文化を守る事が目的とされていた事であった。この時点ではまだ、保存や保護といった側面に重きを置いた活動ではなかったものの、世界中の多様な文化を後世に残すべく記録をとっておくという点で、現在の無形文化遺産制度の目的の一つに繋がる、ユネスコの最初期の活動であったと考えられる。

(ii) 著作権によるフォークロアの保護の試み

1950年代・60年代には、ユネスコにおける文化の「無形的な面」の記録と同時並行的に、国際舞台では、著作権とフォークロアの関係も議論され、具体的には、万国著作権条約とベルヌ条約の二つの条約に関連して議論された。

万国著作権条約とは、1952年にユネスコが中心となってスイスのジュネーブで成立した国際条約で、著作権の規定によって、文学その他の作品の国際的な搾取を抑制する事を意図した条約である。著作権とフォークロアの関係に関する国際的な議論がなされたのは、万国著作権条約に関する議論の場が最初であったとされる。

ベルヌ条約とは「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」といい、1886年に成立した最古で最大の国際著作権条約である。1967年にスウェーデンのストックホルムで開催された、ベルヌ条約の改訂に関する外交会議の場でも、著作権法によるフォークロアの国際レベルでの保護に関して話し合われた。しかし著作権法上の著作物とフォークロアの間には、保護対象の固定の要件や保護期間、著作者の存在など、いくつかの相違点や馴染まない点が存在しており、この時点で既にそれは各国の間で認識されていた。そのため、ベルヌ条約には直接的にフォークロアの保護を明記する規定は追加されなかった。

(2) フォークロアの保護の2つの方向性の明確化

フォークロアの保護に関する議論は、1970年代以降、国際舞台においてさらに活発になった。議論が盛んになる契機となったのは、1973年にボリビア政府がユネスコに対して、万国著作権条約にフォークロアの保護に関する規定の追加を提案した事であった。ボリビアがこのような要求を行った背景として①1972年に採択された世界遺産条約に無形の文化に関する規定が明記されなかった事、②アンデス地方の民謡をモチーフとして作曲された「コンドルは飛んでいく」の世界的大ヒット、などが指摘される⁴。

ボリビアの提案を受けたユネスコは、1975年、「フォークロアの保護に関する国際的な枠組みの設立可能性に関する考慮」と題した報告書を作成した。この報告書には、フォークロアの保護が必要視される社会背景に言及した後、調査すべき問題として、①フォークロアの意味するものは何か、②フォークロアを保護(protect)する事の必要性、③フォークロアの

保護(protect)の目的、④フォークロアの保護(protect)の方法、⑤フォークロアを保護(safeguard)するプログラムの実行、の5点について、それぞれこれまでのユネスコ内外の国際舞台での議論内容や制度を紹介しながら、ユネスコの見解がまとめられている。

「protect」に関しては、法的な保護の試行として、著作権との関係性について、万国著作権条約やベルヌ条約に関する議論がまとめられている一方で、そうした法的保護に限らない「safeguard」としての保護の重要性にも言及している。

ユネスコの報告書にも示されているように、1970年代後半、フォークロアの国際的な保護に関して、著作権を始めとした「知的財産」の枠組みでの保護と、それだけでは補いきる事のできない「全体的(overall)」な枠組みでのフォークロアの保護の思考と、2つの保護の方向性の存在が明確になった。

1960年代からフォークロアの保護に関する活動を共同で行っていたWIPO(前身のBIRPI⁵時代を含む)とユネスコは、フォークロアの保護の2つの方向性が明らかになると、それぞれの専門性に合わせて作業の分担を図るようになった。1978年には、WIPOは著作権と知的財産に関する議論にのみ関与し、ユネスコはグローバルな枠組みで学際的にフォークロアの保護の問題を調査すると、WIPOとユネスコの両事務局間で正式な合意がなされ、その後各々においてフォークロアの保護に関する議論が展開された。

3. WIPOにおける議論の変遷

(1) モデル法の採択と国際条約の頓挫

既に存在する国際条約の中にフォークロアの保護の規定の追加に関する議論以後、国際舞台では、各国・地域内における、フォークロアの保護に関する法整備の一助を目的とした、国際レベルでのモデル法の採用が議論され、具体的には、1976年、「著作権に関するチュニスモデル法(以下チュニスモデル法)」が制定された。チュニスモデル法では、フォークロアの一般的な定義が示された他、フォークロアの保護について、保護期間を限定しない事や、固定要件を設けていないなど、フォークロアの、一般の著作物との相違点のある程度考慮したものであった。

1982年には、「不正その他の差別的取り扱いからのフォークロアの表現の保護に関する国内法モデル規定(以下、モデル規定)」が制定された。これまでの議論の中では、現行の著作権の概念の中での保護を思考していたため、フォークロアの「作品(works)」

を保護対象としていた事と対照的に、対象がそうした著作権の枠組みに限定されない事を強調するべく、保護対象をフォークロアの「表現 (expressions)」としている。モデル規定では、ジュネリスモデル法よりもさらにフォークロアの特徴を考慮し、現行の著作権保護の枠組みに限らない、特別な仕組みである *sui generis* のシステムに基づいてフォークロアの保護を図るものであった。モデル規定策定後、委員会の中ではさらに国際条約制定を強く望む声があり、1984年にモデル規定の内容を参考に、国際条約の草案は作成されたが、実際的な問題として、他国で保護を受けるフォークロアの表現を確認する作業が困難である事、国境を超えて広がるフォークロアの表現に関しても、抜本的な解決手段が見つかっていない事、などが問題として挙げられ、この時点での国際条約の採択は頓挫した。

(2) 著作権によるフォークロアの保護に関する議論の再燃

1996年にWIPOで採択された「著作権に関する世界知的所有権機関条約」と「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」をきっかけに、フォークロアの保護に関する議論は再燃した。

フォークロアの保護に関する各国の主張を受け、さらなる議論の場として、1997年にタイのプーケットでWIPOとユネスコの共催によって、「フォークロアの保護に関する世界フォーラム」が開かれた。このフォーラムでは各国・地域の経験を元に、フォークロアの保護に関する意見の共有がなされ、さらなる議論の継続を目指して、「プーケット行動計画」が採択された。1999年には、地域レベルでの議論として、アフリカ、アラブ、アジア太平洋、ラテンアメリカ・カリブの4地域でフォーラムが開催された。各フォーラムでは、各地域の国内経験等を元に意見交換を行い、国レベル・地域レベル・国際レベルにおけるフォークロアの保護について議論が行われ、各国・地域内に対して、各国レベルにおけるフォークロアの保護の強化や、地域間協力の強化などを呼び掛けた他、WIPOに対して、国内制度の整備のための法的・技術的・財政的援助や、フォークロア的重要性に関する認識向上のための取り組みの強化などを奨励した。

(3) 知的財産ならびに遺伝資源・伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (IGC)

WIPOにおけるさらなる議論の場として「知的財産ならびに遺伝資源・伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore; 以下 IGC とする)」の設立が、2000年の第26回WIPO総会で承認された。

IGCは、前述のフォークロアの保護に関する議論の場としての役割と、遺伝資源と知的財産の関係に関する議論の場としての役割とを担ってきた。遺伝資源に関する国際的な議論が生まれる契機となったのは、1992年の国際連合環境開発会議の場で各国により署名され、翌年に発効した生物多様性条約であった。この条約の目的を大きく3点に分けると、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分、であった。生物多様性条約では、具体的な制度や仕組みといった内容は規定されておらず、目的③の遺伝資源の利用に伴う利益の配分に関する具体的な制度設計を目的に、知的財産の側面でのさらなる議論の場としてIGCが必要視された。

IGCでは、議論される主要テーマとして、①遺伝資源へのアクセスと利益分配、②遺伝資源との関連を問わない伝統的知識の保護、③フォークロアの表現⁶の保護の3つに定められ、それぞれのテーマに関して議論が進められている。

(4) IGCにおけるフォークロアの保護に関する議論の変遷

2001年から2003年のIGCでは、議論を深める前段階として、フォークロアの保護に関する各国の経験の情報収集と分析が実施された。その後、それらを元にフォークロアの法的保護に関する議論が行われ、2004年の第6回IGCでは、フォークロアの表現の概念や保護の選択肢に関して事務局がまとめた文書を元に議論が進められた。続く第7回IGCでは、前回までの議論を踏まえ、事務局から「政策目的と基本原則の概要 (以下、7/3文書)」と「政策選択肢と法的メカニズムのアウトライン (以下、7/4文書)」が用意された。7/3文書は、フォークロアの表現の、定義や保護目的、保護期間などがまとめられ、7/4文書は、モデル法や各国法における *sui generis* の比較要約などの事例を元に、フォークロアの保護の政策目的や基本原則を国内・地域内で適用する際の具体的選択肢を示したものであった。

しかし、第8回 IGC で事務局が用意した「目的と基本指針の改訂版（以下 8/4 文書）」は、その内容自体は、前回までの議論材料と大きく異なったものではなかったが、文書が条文形式で構成されていた事に大きな違いがあった。これは、国際的に拘束力のある枠組みの策定を感じさせたため、いわゆる先進国の中には、難色を示す国も多く、意見の対立が明確化した⁷。続く第9回 IGC では 8/4 文書の文書番号を変更しただけの文書（以下、9/4 文書）、第10回 IGC においても、9/4 文書の文書番号を変更した文書、第12回から15回までも、9/4 文書の複製文書を議論材料として使用し続けており、あまり目立った成果がないままに、IGC の会合は進んだ。

第16回 IGC では、9/4 文書の改訂版文書（以下、16/4 文書）が事務局により用意された他、この会議では、IGC の議論を円滑にする一助としてワーキンググループの開催が決められ、フォークロアの表現の法的保護に関するドラフト条項案について様々な議論が交わされた。ワーキンググループの作業を経て第18回 IGC 以降、準備文書は「ドラフト条項案」として定期的に更新されながら、議論が進められているが、依然として議論の決着はつけられていない。

4. ユネスコにおける議論の変遷

（1）フォークロアに関するユネスコの活動の拡大

WIPO との作業分担の合意以降、ユネスコは活動の幅を広げていった。1979年、各国のフォークロアの現状把握と、新たな保護施策の模索のため、加盟各国に向けて「フォークロアの保護に関するアンケート」を実施した。組織面においても、1982年、「非物質遺産課（Section for the Non-Physical Heritage）」が設立され、「無形的な」文化に関する活動が強められ、1989年には「伝統的文化とフォークロアの保護に関する勧告（以下 1989年勧告）」が採択された。この勧告は、フォークロアの定義、フォークロアの保全（Conservation）、フォークロアの保存（Preservation）、フォークロアの普及、フォークロアの保護（Protection）、国際的な協力等、フォークロアに関する幅広い考え方や議論をまとめたものであったが、具体的な制度内容の言及はなされなかった。1989年勧告の採択以降、主たる具体的な制度施策として、1998年に採択された「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」が実施され、無形文化遺産制度への繋ぎ役として重要な役割を担った。

（2）無形文化遺産条約の性格・運用体制

無形文化遺産条約は、2003年の第32回ユネスコ総会で採択され、2006年に発効した。この条約において無形文化遺産とは、「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」であり、それらが明示される分野として、①口承による伝統及び表現、②芸能、③社会的慣習、儀式及び祭礼行事、④自然及び万物に関する知識及び慣習、⑤伝統工芸技術、を例示している。これには、1970年代以降フォークロアの「学際的な」側面のアプローチを進めてきたユネスコが、フォークロアを著作権の枠組みから取り出して理解しようと試みた一つの成果としての「無形文化遺産」の定義が示されていると考えられる。

無形文化遺産条約は、基本概念や定義など最低限の事項のみ規定し、条約の運用に関しては、議論の場として、「締約国会議」と「無形文化遺産の保護のための政府間委員会（以下政府間委員会）」の二つの議論の場を設ける事で、将来生じる可能性のある諸々の問題に対応できる柔軟性を備えている。

（3）条約における保護制度

無形文化遺産条約では、保護活動の制度として「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下、代表一覧表）」を規定（第16条）している。代表一覧表は、「無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上を確保するため並びに文化の多様性を尊重する対話を奨励するため」に用意されている。無形文化遺産を尊重する事や、無形文化遺産とその相互評価の重要性に関する意識の向上、といった条約の目的に沿った制度である。2018年12月末現在で117か国429件が代表一覧表に記載されている。

代表一覧表と双対の一覧表として、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（以下、緊急一覧表）」が規定（第17条）されている。これは条約の「無形文化遺産を保護する事」という目的に直結すると同時に、緊急性の高い保護を意味する「safeguarding」の性格を具現する制度であり、無形文化遺産の保護において重要な役割を担っていると考えられる。緊急一覧表には、2018年12月末現在で、32か国59件が記載されている。

無形文化遺産条約のセクションIV（無形文化遺産の国際的保護）には、前述の代表一覧表と緊急一覧

表と共に、第 18 条において「無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動」に関する規定がなされている。代表一覧表と緊急一覧表の他に、このような項目が導入された理由として、①無形文化遺産とはどういうものか、保護とはどういうものかについて世界各国に対する参考として、②一覧表への関心の偏重を防ぐため、が指摘される。18 条に基づく具体的な選定例として、2018 年 12 月末現在、16 か国 20 件が承認されている。

(4) 条約における保護制度の実行と成果・課題

(i) 緊急一覧表の制度の実施状況

代表一覧表、及び条約第 18 条に基づいた事業及び活動、の二つの制度は、主に各国の無形文化遺産やそれに関する事業計画等の例示によって、文化の多様性の尊重や、各国国内におけるその保護の必要性に関する意識の向上の推進を目的としているため、基本的な条約の精神に従って、登録や評価を進めていけば、それに従って一定の成果は伴うと考えられる。

一方で緊急一覧表は、多様な文化の消失を防ぐべく、緊急な保護の必要性がある無形文化遺産に対する働きかけであるため、この制度に関しての欠陥や問題は、条約の精神を損ない、無形文化遺産の消失に繋がる危険性を有していると考えられる。単純な登録件数の比較では、代表一覧表の 429 件と比べ、緊急一覧表は 59 件と登録数は少ない。登録数の差異の背景として、締約国の代表一覧表への関心の集中⁸や、発展途上国からの提案が多い緊急一覧表では、提案書の作成のノウハウの不足など、提案書類の不備で審査にかからない事などが指摘される。これらの問題への対応として、緊急一覧表に対して「情報照会」のオプションの導入や、専門的能力の向上のためのキャパシティビルディングの必要性の指摘など、数々の議論が進められている。

(ii) ベトナム、フート省のソアン唱歌の例

本研究では、無形文化遺産条約における緊急一覧表の制度の成果としてベトナムの「ベトナム、フート省のソアン唱歌」の例を取り上げた。

ソアン唱歌は、ベトナムの人々のフン王族への崇拜や祖先崇拜の慣習に密に関連した、歌、踊り、太鼓、手拍子を含む演芸である。この伝統の擁護団体の構成員は、曲の保存、教え子の選出、唱歌のスタイルとレパートリーの伝承と実演の組織を行ってき

たが、唱歌の修得に長期間要する事、伝統の擁護者の高齢化と若者離れなどにより伝承が弱体化したため、2011 年の第 6 回政府間委員会において、緊急一覧表に記載された。2016 年、第 10 回政府間委員会においてベトナムは、ソアン唱歌が、保護のための取り組みが一定の成果を上げ、緊急保護の必要性が失われたとして、代表一覧表へ移行が可能かとの質問をした。2017 年の第 12 回政府間委員会において、ソアン唱歌についての検討が行われ、緊急一覧表からの抹消と、代表一覧表への記載が決議された。

2017 年に、ベトナムが提出した、代表一覧表への記載提案の推薦書では、保護施策として、政府と省がソアンの新しい実演世代への伝承とソアンクラブ・観客の開発支援、ソアンと文書化、関連文化遺産の教育に関する調査の実行、一般のファンによるソアンのクラブの増加などを報告した。委員会は、ソアン団体の構成人数が増えかつ平均年齢が下がった事、またソアン唱歌のレパートリーを教えられるような継承者が増えた事などを評価し、緊急一覧表からの抹消と代表一覧表への記載を決定した。

担い手団体の人数の増加や一般のファンによるクラブの増加など、ソアン唱歌に対する人々の認識向上については、具体的な成果が出ているものと考えられる。また、緊急一覧表に記載されてから数年の間に緊急の保護の必要性が抹消されるに至った事を踏まえれば、緊急一覧表への記載が、その保護の必要性が認知と保護活動の推進の一つの要因となったと理解できる。この例は、代表一覧表と緊急一覧表の間の移行の最初の例であった。今回の例をきっかけに一覧表間の移行に関する議論は今後増していく事だろう。しかし、緊急一覧表と代表一覧表はそもそもその記載基準が全く異なるものであり、安易に代表一覧表への移行を目指して保護活動を進めてしまうのは、条約の精神から逸れた活動に繋がり兼ねないため、今回の例を下に慎重な議論が進められる必要がある。

5. まとめ

WIPO のドラフト条項案については、いわゆる先進国と発展途上国との対立から、現在もなお議論が継続している。ユネスコの無形文化遺産制度は、2003 年に条約が採択、2006 年に発効し、2009 年から代表一覧表や緊急一覧表等の提案・登録が開始され、制度としての歩みを進めている。WIPO とユネスコの間に具体的な制度の確立の進捗具合の差異の背景と

して、①先立つ制度システムの有無と、②利権の問題、③フォークロアの定義の困難さ、の3点が根強く絡んでいると考えられる。

①について、無形文化遺産制度は、いわゆる無形的な文化を保護する具体的な制度が存在しない中で、色々な意見を取り入れ、比較的自由に制度設計を行う事ができた。一方WIPOにおける議論では、既に確立した知的財産、著作権の枠組みが基軸となったため、現行の著作権制度の著作物とフォークロアの相違点が明らかであったとしても、既に著作権の法的枠組みの蓄積がある国々にとって、新たな法的枠組みの策定は、手放しで賛成する事は困難である。

②の利権の問題については、無形文化遺産制度の保護の根本の精神は、あくまで消失の危険性のある無形文化遺産を将来に引き継いでいくための保護を第一としており、各国の利権は直接的には関わっていないものとされる。しかし、WIPOにおける議論では、フォークロアの表現の不正目的利用や誤使用を防止するという伝統を有する先住民やコミュニティを第一に考慮した保護制度を思考しているものの、伝統文化の商業的利用に対する制限や防止に係るため、それらに基づいた利権が議論対象の一つとなる。

③のフォークロアの定義の困難さについては、全ての根幹にある問題である。多様な文化や伝統の結露であるフォークロアに対し、画一的な定義を設ける事が困難な中で、1982年のモデル規定やその後のIGCでの議論の中で少しずつ具体的な大枠の定義は定められてきた。しかし、その使用や利用に関する制限を設ける法的保護の対象としてフォークロアを捉えたとき、ある程度明確な定義や選定基準がない事には、なにもかも全てが保護対象になってしまう可能性があり、一定の線引きが必要になる。フォークロアというそもそもの定義がないものに対して、制度上の定義づけや線引きを行いつつ保護制度を思考する点に、WIPOにおける議論を複雑化させる原因の一つがあると考えられる。一方無形文化遺産制度は、始まりが知的財産に限定されない「全体的」なフォークロアの保護であった事もあり、比較的柔軟な制度設計になっている他、「無形文化遺産」というものの定義も抽象的なものであり、フォークロアをはっきり区別せず、無形的な文化の総体として捉えていると考えられる。

WIPOにおけるドラフト条項案の議論は、各国の意見の対立からなかなか際立った成果物の完成までは至っていない。しかし、そのような状況の中でも、

条文案の併記や関連する議論によって少しずつ具体化されてきている。一方ユネスコの無形文化遺産制度に関しては、各一覧表への記載の議論に留まらず、運用指示書の改訂や各国のキャンペーンビルディングの必要性など、具体的な制度内容は断続的に変化を遂げながら議論が進められている。WIPOとユネスコ、それぞれ管理機関は異なるものの、両者における議論の根幹には「フォークロア」という共通の保護対象が存在する。多様な文化や伝統の尊重と、将来にそれを引き継いでいくという意味合いでのフォークロアの保護を思考していくためには、WIPOとユネスコにおける議論は、それぞれが独立したものではなく、どちらも相互補完的に理解し考慮していく必要があると考えられる。

注・引用文献

- 1) 平成22年度文化審議会著作権分科会国際小委員会（第3回）資料4-3
- 2) 河野靖:文化遺産の保存と国際協力、風響社、1995年
- 3) 佐藤直子:無形文化遺産に関するユネスコの取り組みを振り返って、民俗文化財—保護行政の現場から、pp.344-361、2007年
- 4) SHERKIN,S: A Historical Study on the Preparation of the 1989 Recommendation on the Safeguarding of the Traditional Culture and Folklore, Safeguarding Traditional Cultures: a Global Assessment, 2001
- 5) *Bureaux Internationaux Réunis pour la Protection de la Propriété Intellectuelle* (知的所有権保護合同国際事務局) .
- 6) 現在IGCでは、「フォークロア」という用語に対し、差別的な意味合いなどネガティブな印象を受ける締約国やコミュニティを配慮して、「フォークロアの表現」と並列的に「伝統的文化表現 (traditional cultural expressions)」が置換可能な用語として使用されている。本項では、差別的な意図は持たず、これまで定着してきた用語であるため、「フォークロア」及び「フォークロアの表現」という用語を使用している
- 7) 伊佐進一:第8回知的財産と遺産資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会の概要—事務局提示案の解説と議論の今後—、コピーライト、pp.20-30、2005年
- 8) 宮田繁幸:無形文化遺産保護における国際的枠組み形成、無形文化遺産研究報告(1)、pp.1-26、2007年